

紹介手数料の返金規定について

株式会社マックス

○就職者が、専ら自らの責めに帰すべき事由による解雇または自己都合により退職に至った場合、入社日から退職日までの期間に応じ、以下の割合で受け取った紹介手数料を返還するものとする。

(1) 1ヵ月未満の場合は80%

(2) 3ヵ月未満の場合は50%

○就職者が、専ら求人者の事由により退職に至った場合、当社が受領した紹介手数料は返却しない。なお、当該退職が求人者による紹介手数料の支払い前であっても、求人者の支払い債務は消滅しないものとする。

以上